

三次市教育委員会議案第 5 6 号

三次市職員衛生管理規程の一部を改正する訓令案を次のように提出する。

平成 2 2 年 3 月 3 0 日提出

三次市教育員会教育長 児 玉 一 基

三次市職員衛生管理規程の一部を改正する訓令（案）

三次市職員衛生管理規程（平成 1 6 年三次市訓令第 2 2 号・三次市教育委員会訓令第 1 0 号・三次市選挙管理委員会訓令第 1 号・三次市農業委員会訓令第 5 号・三次市水道事業管理規程第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条から第 1 1 条までを次のように改める。

（衛生管理者の設置）

第 5 条 法第 1 2 条第 1 項の規定に基づき，衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は，職員のうち，都道府県労働局長の免許を受けた者のうちから選任する。

（衛生管理者の職務）

第 6 条 衛生管理者の職務は，次に掲げるもののうち衛生に係る技術的事項の管理に關することとする。

- (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に關すること。
- (2) 職員の衛生のための教育の実施に關すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に關すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に關すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、衛生管理について必要なこと。

(衛生推進者の設置)

第7条 法第12条の2の規定に基づき、衛生推進者を置く。

2 衛生推進者は、職員のうちから前条各号に掲げる職務を行うため必要な能力を有する者から選任する。

(衛生推進者の職務)

第8条 衛生推進者の職務は、第6条各号に掲げる事項を準用する。

(産業医の設置)

第9条 法第13条の規定に基づき、産業医を置く。

2 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について、厚生労働省令で定める要件を備えた医師のうちから選任する。

(産業医の職務)

第10条 産業医の職務は、次に掲げる事項とする。

(1) 健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

(2) 作業環境の維持管理に関すること。

(3) 作業の管理に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。

(5) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。

(6) 衛生教育に関すること。

(7) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

(衛生委員会の設置)

第11条 法第18条第1項の規定に基づき、衛生委員会を設置する。

第11条の次に次の4条を加える。

(衛生委員会の調査審議事項)

第12条 衛生委員会は、次の事項について調査審議し、任命権者に対し意見を述べるものとする。

(1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

(2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

(委員構成)

第13条 衛生委員会委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 当該事業場において、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する事業の実施を統括管理する者のうちから任命権者が指名した者
 - (2) 産業医
 - (3) 衛生管理者
 - (4) 職員の衛生に関する知識及び経験を有する者のうちから市長が任命した者
- 2 前条第2号から第4号までに規定する委員のうち、半数は職員の過半数を組織する労働組合を代表する者からの推薦に基づき指名しなければならない。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 衛生委員会の議長は、第1号に規定する委員が務めるものとする。
- 5 委員の定数は、13人以内とする。

(中央衛生委員会の設置)

第14条 職員の安全及び衛生についての総合的な検討を行うとともに、各衛生委員会の活動の調整を行うため、中央衛生委員会(以下「中央委員会」という。)を置く。

- 2 中央委員会の会長には、総務部担当副市長をもって充て、中央委員会の委員には、各衛生委員会から推薦された当該衛生委員会の委員2人ずつをもって充てる。
- 3 中央委員会の委員の任期は、それぞれの衛生委員会の委員の任期による。
- 4 中央委員会は、第1項に規定する総合的な検討及び活動の調整について協議し、その結果を任命権者に対し報告するものとする。
- 5 中央委員会の会長は、必要があると認めるときは、中央委員会に諮り、中央委員会の会議に委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができるものとする。
- 6 前各号に規定するもののほか、中央委員会に関し必要な事項は、中央委員会

が定める。

(その他)

第15条 この訓令に定めるもののほか、職員の安全及び衛生に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

別表第1から別表第4までを削る。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。